

平成 27 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 27 年 7 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 6 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 6 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (8 件)

議案第 7 号… 非農地証明願の審議について (1 件)

議案第 8 号… 農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書の審議について (2 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 27 年度第 2 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 18 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (7 番 ●●委員 8 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 6 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第4号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●職
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●
土地の所在は、仁淀川町●● ●●番 面積 33 m²
台帳・現況とも畑となっています。
譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月21日に、事務局の●●さんと2人で現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は荒れてはいるが、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、日中は仕事をしている為、年間150日以上農作業に従事することは難しいですが、仕事が休みの日にはできるだけ農耕することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号(所有権移転)、受付第6号(所有権移転)

[会長] 受付NO5からNO6については共有地を同一の譲受人に売買する案件ですので、合わせて事務局より説明願います。なおこの案件は、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

[事務局 ●●説明]

まず受付第5号について、

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 150 m² 地目は台帳・現況とも畑

続いて受付第6号について、

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●
譲受人は上に同一

土地の所在、面積、地目についても上に同一譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月8日に譲受人●●さんと事務局●●さんの3人で現地確認を行いました。譲受人の●●さんは営農に必要な要件をそろえており、田畑もたくさん持っておられる方です。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、現在●●に勤められており、農作業に150日以上従事することは難しいですが、休日にはできるだけ農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

受付第5号と受付第6号については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地は全部で8筆あり、所在は、

●●字●● ●●番	面積	76 m ²
同所同字●●番	面積	508 m ²
同所字●● ●●番	面積	324 m ²
同所字●● ●●番	面積	314 m ²
同所字●● ●●番	面積	926 m ²
同所同字 ●●番	面積	1,896 m ²
同所同字 ●●番	面積	1,346 m ²
同所同字 ●●番	面積	253 m ²

合計面積 5,643 m²

全て台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は贈与です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月21日に、事務局の●●さんと譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第8号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府堺市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地 台帳・現況とも畑 面積 118 m²

譲渡理由は、贈与です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月19日に譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、一部水道施設に提供しておりますが、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件は、全員賛成により原案通り可決。

○受付第9号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 595 m²

同所字●● ●●番 面積 457 m²

同所同字 ●●番 面積 536 m²

合計面積 1,588 m²

3筆とも地目は、台帳・現況とも畑となっております。

譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月22日に現地を確認しました。現地は中津明神山のふもとから上がっていく林道奥谷線の途中の道沿いに位置します。譲渡人●●さんは、昨年ご主人が亡くなり耕作ができなくなった為、今回●●さんへ農地を売買することになりました。譲受人●●さんは専業農家であります。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間を通して農作業に従事しており、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件は、全員賛成により許可と決定する。

○受付第10号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積 171 m²

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7月21日に事務局の●●さんと、譲受人●●さんの3人で現地確認を行いました。現地は農地であり、一部には花桃が植わっております。実際は2筆ですが、登記中であり、1筆での申請となっております。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを

確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件について、全員賛成により原案通り可決。

○受付第11号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 48 m²

同所同字●●番 面積 33 m²

合計面積 81 m²

地目は、台帳・現況とも畑。譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月21日に事務局の●●さんと譲渡人の●●さんの3名で現地確認を行いました。現在は雑草が生えているが整備はされている状態です。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件について、全員賛成により原案通り可決。

議案第7号

（非農地証明願の審議について）

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、吾川郡いの町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 515 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっております。

転用された時期は、昭和34年頃。

転用した理由及び現在の状況は、昭和 34 年 5 月頃、桧を植樹し現在に至る。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 8 日に事務局の●●さんと 2 人で現地へ向かいました。川渡から中野へ上がる道の途中に位置します。現地は森林となっており、正確な場所は確認できませんでしたが、近所の人に聞き取りをしたところ、昔は芋を植えていたとのことでした。次のページの写真のとおりとなっており、農地に戻ることは不可能と思われます。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

議案第 8 号

(農業振興地域整備計画に係る農業地域変更(除外)申請書審議について)

○受付第 3 号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 841 m²

地目は、台帳が田・現況が畑となっております。

変更後の用途は、飲料水供給施設配水池

変更理由は、●●・●●地区飲料水供給施設整備工事の配水池整備箇所にあたり、当該地の一部を整地して配水タンクを設置し配管を行い地区に供給する為。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 15 日に現地確認を行いました。草は刈っているが 10 年以上耕作されていない状態です。建設するタンクは 20 m²で、残りの用地は今後も現状通り採草地として管理します。変更後の周りの農地への影響はないと思われますので、問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第 4 号

〔会長〕

この案件は、農業委員会等に関する法律第 24 号の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 356 m²

地目は、台帳・現況とも畑です。

変更後の用途は、墓地です。

変更理由は、申請者の父が平成 26 年 12 月に亡くなり、墓地が早急に必要となった為。

[地区担当農業委員 ●●委員]

7 月 22 日に事務局と申請者の●●さんの 3 名で現地確認を行いました。既に周辺住民からの許可をもらっておる上、周辺の農地への悪影響もないと思われます。また、他に適地もなく、この案件は問題ないと判断します。

この件については、全員異議なく承認とする。

その他

・「農地の利用状況調査」説明会について

上記については、別日程で説明会を開催することのお知らせ。

[会 長] 以上で平成 27 年度第 2 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 00 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員